

飛驒特別支援学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・本校は「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感を持って未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態に真摯に対処する。

(2) 具体的ないじめの態様

本校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

- ◆その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。
- ◆けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。

(3) 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を児童生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめの問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・すべての教育活動を通して、児童生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・児童生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

◇本校は、次のような組織を設置する。

①【 組織の名称 】

学校いじめ対策組織

[組織の構成員]

- ・学校関係者……校長、教頭、当該部主事、教務主任、生活支援部長、相談支援部長、当該生徒の担任・学年主任・部教務、生活支援部員

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行う。
- ・特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず組織的に対応する。

②【 組織の名称 】

飛驒特別支援学校 いじめ防止等対策検討会議

[組織の構成員]

- ・学校関係者：校長、教頭、各部主事、教務主任、生活支援部長、進路支援部長、相談支援部長、保健安全部長、学習支援部長、渉外部長、研究研修部長、養護教諭
- ・第三者：弁護士、精神科医、臨床心理士、地域代表、保護者代表

※校長が会を司る。会務は教頭が担当し、生活支援部長がこれを補佐する。

[組織の運営]

- ・重大事態の調査を行う組織として、いじめ防止等対策検討会議を組織する。
- ・年2回（5月と2月）当会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取り組みについて第三者から意見をもらうとともに、見直しを図る。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識を醸成する。また、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・授業規律を確立するとともに、わかる授業を実践する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・PTA行事や保護者懇談、日常の保護者との引き継ぎ時に、児童生徒の状態を把握する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生活支援部】

- ・相談支援部、保健室等関係分掌と連携を密にして、児童生徒に関する情報収集に努めるとともに心配な児童生徒については早い段階で家庭に連絡をする。
- ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう支援する。
- ・定期的に「生活実態調査」を実施し、状況を把握する。（7月、12月、2月）
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・児童生徒会によるいじめ防止に関わる自主的活動を支援する。
- ・学校行事における全校及び部、学年、類型、クラス内の協力、協調、居場所や絆づくりを推進する。また、MSL活動などの体験機会を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課）との連携を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、いじめや差別につながらないよう配慮する。

【相談支援部】

- ・年2回（4月・1月）の教育相談週間を設け、生徒から不安に思っていることや悩んでいることなどを聞き取る。
- ・スクールカウンセラーの有効な活用と連携を図り、生徒への充実した支援につなげる。

【進路支援部】

- ・進路について早期より指導することで、学校生活の方向付けや自己理解・目的意識を育成する。
- ・現場実習を通して一般社会に出ることにより、社会における規律やマナー等が身に付くように支援する。また現場実習での成功体験を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。

【保健安全部】

- ・保健室による各種健康管理活動を通して、生命尊重の意識の高揚を図る。
- ・保健室利用者に対して、身体的な健康管理指導だけでなく、心の相談活動も推進する。

(3) 年間計画

月	行 事	取 り 組 み 内 容	目的・実施内容
4	新入生オリエンテーション いじめ防止についての職員研修 新入生オリエンテーション P T A総会の開催（紙面開催） 教育相談週間（高1～3、小中で可能な児童生徒）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の確認 気になる児童生徒について情報交換 学校生活における規律指導 情報モラル指導 P T A総会時に、保護者へいじめ防止基本方針を説明 いじめ防止基本方針をHPに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が、いじめの早期発見・事案対処マニュアルの確認をする。 児童生徒への人権意識の徹底、いじめについての学校(教員)の姿勢を伝達する。 保護者へ学校いじめ防止基本方針を説明する。
5	教育相談週間（全校）	<ul style="list-style-type: none"> 個別懇談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が不安に思っている事や悩んでいる事などについて聞き取る。
6	第1回いじめ防止等対策検討会議 第1回いじめ防止について職員研修 保護者懇談	<ul style="list-style-type: none"> 現状の確認、基本方針の検討、年間計画の決定 いじめ事案の報告 学校生活における規律指導、いじめに関しての指導、いじめフロー図の確認、いじめ報告書の確認、事例演習 保護者へ令和3年度いじめ防止基本方針を配付 令和4年度いじめ防止基本方針を学校HPに掲載 気になる児童生徒について情報交換 「学校生活について」（いじめアンケート）の実施 高等部は全員が記名式で実施する 中学部は選抜した生徒が記名式で実施する。 情報モラル指導 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家やP T A会長などと基本方針や学校いじめプログラムを確認する。 学校生活に見通しをもち、いじめの無い学校生活を送る。 保護者へ学校いじめ防止対策について知らせ、いじめや迷惑について言いやすい環境づくりを行う。 いじめ防止基本方針の周知、いじめ対応フロー図や早期発見・事案対処マニュアルの確認をする。 児童生徒が不安に思っている事や悩んでいる事などの調査を行う。 いじめの早期発見、早期対処する。 SNSによるいじめについて指導し、SNSによるいじめの回避を図る。 いじめ事案の対処と反省 いじめの指導・対応方法について反省する。
7	第1回生活実態調査（いじめアンケート）の実施 情報モラル講話 第1回県いじめに関する調査を報告（4～7月分）	<ul style="list-style-type: none"> 「学校生活について」（いじめアンケート）の実施 高等部は全員が記名式で実施する 中学部は選抜した生徒が記名式で実施する。 情報モラル指導 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が不安に思っている事や悩んでいる事などの調査を行う。 いじめの早期発見、早期対処する。 SNSによるいじめについて指導し、SNSによるいじめの回避を図る。 いじめ事案の対処と反省 いじめの指導・対応方法について反省する。
8	人権職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人権意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修を実施する。
9	学校評価 保護者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等の取組状況の保護者評価を実施。 いじめを見つけるサイン（チェックリスト）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の人権意識の高揚、いじめについての学校の姿勢を伝達する。 保護者のいじめに関する意識を高める。
10	保護者懇談	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の家庭での生活状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見、事案対処
11	第2回生活実態調査（いじめアンケート）の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「学校生活について」（いじめアンケート）の実施 高等部は全員が記名式で実施する 中学部は選抜した生徒が記名式で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見、事案対処
12	ひびきあいの日実施 第2回県いじめに関する調査を報告（8～12月分）	<ul style="list-style-type: none"> 仲間意識、人権意識の高揚 第2回県いじめ調査報告 	<ul style="list-style-type: none"> 人権について深化を図る。 児童生徒による、いじめ防止の主体的な活動を支援する。
1	教育相談週間（高1・2）	<ul style="list-style-type: none"> 個別懇談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が不安に思っている事や悩みなどについての聞き取りをする。
2	第3回生活実態（いじめアンケート）の実施 第2回いじめ防止等対策検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「学校生活について」（いじめアンケート）の実施 高等部は全員が記名式で実施する 中学部は選抜した生徒が記名式で実施する。 1年間の反省と次年への課題 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見、早期対処する。 外部委員と今年度の取組や事案を確認し、来年度の課題等を検証する。
3	保護者懇談 第3回全国問題行動調査(年間) 第2回いじめ防止職員研修の開催	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の家庭での生活状況の確認 年間のいじめ事案のまとめ 年間のいじめ事案の検証と課題 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見、早期対処する。 いじめ事案の総括を行う。 校内研修の実施し、次年度の課題を確認

3 いじめ問題発生時の対応（早期発見・事案対処マニュアル）

法：第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- ◆学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応をする。また、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【 対応する組織 】 学校いじめ対策組織

※第三者の派遣については、県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応手順]

- ・被害児童生徒、加害児童生徒の事実関係について、対人トラブル（いじめ問題）発生時の対応手順・記録（報告書）により把握する。（複数の教員が関係児童生徒から個別に聴き取る。）
- ・対人トラブル（いじめ問題）発生時の対応手順・記録（報告書）を元に、いじめとして対処すべき事案か否かを判断する。（人権侵害にあたるかどうか。）
- ・判断材料が不足しているときは、さらに調査する。
- ・双方の保護者へ説明する。（事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・被害児童生徒のケアをする。（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害児童生徒へ指導する。（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・県教委への連絡と経過説明をする。（校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守りをする。（当該児童生徒に関わる複数の教員による継続的な支援・指導）
- ・県の様式に基づいて、詳しい報告書の作成をする。（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、児童生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

「重大事態」の定義

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【 対応する組織 】 いじめ防止等対策検討会議

※第三者の派遣については、県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応手順]

- ・速やかに、いじめ防止等対策検討会議を開催する。
必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。
※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については、県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り、実施方法や内容について指示を仰ぐ。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由にして説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

[情報等の取り扱い、資料の保管]

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害児童生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展したりした場合には情報の提示を求められることも想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料（心理検査、いじめ調査、迷惑調査等）と、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、必ず5年間保管する。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。